

パナマ内政・外交（２０２１年１月定期報告）

【ポイント】

○２日、コルティソ大統領は国会後期会期の開会にあたり、パンデミックへの対応やワクチン接種、メトロ３号線事業等の経済再生計画について演説を行った。

○１２日、スクレ保健大臣等は、パナマ県及び西パナマ県では年末年始における検査陽性率の押さえ込みに成功していること等から、１月１４日より、各種制限を段階的かつ（地域毎に）非対称的に規制緩和していく旨発表した。

○２６日、スクレ保健大臣は、２月１日より、パナマ県及び西パナマ県において、当初の発表通り、小売店の対面営業や美容院等の営業再開を認めると発表した。

○１２日、エイラ・ルイス保健衛生担当大臣は、新型コロナウイルス用ワクチン予防接種に係る戦略（第１フェーズから第４フェーズの段階毎の対象者）を発表した。

○２０日深夜、ファイザー・ビオンテック社の１万２８４０ドース分の新型コロナウイルスワクチンがパナマに到着し、同日より、公的及び民間の医療機関で新型コロナウイルスに対応する医療関係者へワクチン投与が開始された。

○２２日、保健省は、１月５日に南アフリカからオランダ経由でパナマに入国した男性が、事後の検査で南ア型の変異種に感染していたことを確認した。

○２５日、コルティソ大統領は、ホルヘ・ミランダ国家警察庁長官に代わり、ガブリエル・メディーナ・デルガド氏を新長官に任命した。

○外交関連では、１月２８日、当国外務省は、２０２１年１月から３月まで、パナマが米州機構（OAS）の議長国を務める旨プレスリリースを発出した。

【本文】

●内政

１ コルティソ大統領年始挨拶

２日、コルティソ大統領は国会の後期会期の開会にあたり、演説を行ったところ概要以下のとおり。

（１）就任時、最初の数ヶ月で行う１４の優先事項（憲法改正案の提出、公共調達法の承認、官民パートナーシップ法の承認、文化省の創設、外務省下へのProPanamaの設置を通じた外国投資誘致等）を公約したが、それらは全て既に実現されている。

（２）新型コロナウイルスのパンデミック対策に関し、（昨年）１０月３１日には、陽性率が９．６％だったが、独立関連の諸記念日や年末等の祝日が重な

り、人々の行動が変化したことで、陽性率は2倍以上となり死亡者数も深刻なほど増加した。この危機的状況に対し、1月14日まで厳しい措置をとらざるを得なくなった。他方で、ワクチンについては、90日の間に接種を開始する。550万ドースのワクチン調達のため5600万ドルの予算を確保し、ロジスティック等の準備も出来ている。

(3) 経済関連では、雇用を創出し経済を段階的に再開させるため、昨年7月、公共インフラ工事の再開等にかかる10の優先アクションを定めた経済再開計画第一フェーズを策定した。現在、同計画に基づき実施中で、その公共インフラ事業の一つが、この夏(注: パナマでは1月~3月頃を指す)に作業が始まるメトロ三号線事業である。同事業では、25億ドルの投資、5千以上の直接的、間接的な雇用が見込まれており、西パナマ県の50万人以上の住民に裨益すると期待されている。また、政府は、官民連携を通じて公共投資を強力に推進する計画を有している。

(4) 本年のアジェンダとして、2021年、(スペインからの)独立200周年の機に、社会保険庁や社会保障プログラム、インフォーマルセクターの労働者の包摂や行政手続きなどのテーマを、1月18日から始める「隔たりを閉じる合意」に向けたプロセスにおいて取り上げていく。

2 新型コロナウイルス関連規制の緩和

(1) 段階的かつ非対称的な規制緩和

12日、スクレ保健大臣等は、パナマ県及び西パナマ県では年末年始における検査陽性率の押さえ込みに成功していること等から、1月14日より、各種制限を段階的かつ(地域毎に)非対称的に規制緩和していく旨発表した。

ア 1月14日より、全国において、午後9時から午前4時まで夜間外出禁止とする(従前の午後7時から2時間後ろ倒し。)

イ パナマ県及び西パナマ県では、14日より、身分証末尾番号毎の外出可能時間の割り振りを廃止する。他方で、性別毎の買い物可能日の設定(女性: 月、水、金、男性: 火、木)、週末の完全外出禁止(金曜午後9時から月曜午前4時)及び衛生監視網の設置は維持するとした他、密を伴う活動の回避や業種毎の時差通勤の設定につき発表した。

ウ 経済活動等については、14日より、小売り、卸売り、建設関連、行政及び各種サービス業等は許可するとしたが、その他の経済活動については、業種ごとの段階的な再開を発表した。なお、屋外での運動(身体接触やグループ活動は禁止)は許可するとした。

(2) 段階的かつ非対称的な規制緩和(小売り店の対面営業等の営業再開)

26日、スクレ保健大臣は保健省の定例記者会見において、2月1日(月)

より、パナマ県及び西パナマ県において、当初の発表通り、小売店の対面営業及び美容院・理髪店等の営業再開を認める他、銀行については、2月5日以降、金曜のみ性別による制限を撤廃し、性別を問わず銀行へのアクセスが可能とする旨発表した。なお、週末の夜間外出禁止（金曜夜午後9時から月曜朝4時）を継続。

3 新型コロナウイルスのワクチン調達及びワクチン接種

（1）ワクチン予防接種に係る戦略の発表

12日、エイラ・ルイス保健衛生担当大臣（ministra consejera）は、保健省の定例記者会見に出席し、新型コロナウイルス用ワクチン予防接種に係る戦略（第1フェーズから第4フェーズの段階毎の対象者）を発表した。なお、既に予約サイトが立ち上がっており、段階の時期に関係なく、予約登録を受け付けている旨発表した。

（2）ワクチンの到着

ア 20日深夜、ファイザー・ビオンテック社から（第1フェーズ分として）パナマが調達する45万ドースの内、最初の1万2840ドース分の新型コロナウイルスワクチンがパナマに到着した。

イ 当初パナマ政府は、4万ドースが第一便で到着する旨発表していたが、予定していたよりも少ない数の到着となった。パナマ保健省によれば、これは、ファイザー社がベルギーにある同社のワクチン生産拠点プラントを生産力強化のための改装する影響から一時的にワクチンの出荷量が減少し、中南米にも影響が及んだと説明している。なお、ファイザー社は、ワクチンの生産が再開される2月15日以降は、パナマ向けのものを含め出荷を加速するとしている。

（3）ワクチン接種

20日より、首都の病院におけるワクチン接種プロセス及び地方へのワクチン輸送に係るフェーズ1を開始する。

（4）医療従事者に対するワクチン投与の継続

ア（24日付保健省のプレスリリースにおいて、20日に到着したファイザー・ビオンテック社の12840ドースの内、6420名分の一回目のワクチン接種プロセスが完了した旨発表し、残り半分は、1回目のワクチン接種済みの者への2回目の接種のために残しておくと言われていたが、同ワクチンの1回目と2回目の接種間隔は最大42日間あけられる旨世界保健機関からも指摘があることを踏まえ）26日、スクレ保健大臣は、2回目のワクチン接種のために取り置いていた分を、新型コロナウイルス感染者に対応する未だワクチン接種を受けていない医療従事者へ使用する旨発表した。

イ これにより、ベラグアス、ダリエン、チリキ、パナマ及び西パナマ県の医

療機関に改めてワクチンを配布し、２７日より、国内の民間医療機関においても、新型コロナウイルス感染者に対応する医療従事者へのワクチン投与を行った。

（５）今後のワクチン到着時期の見込み

ア 保健省は、２９日付プレスリリース第３３９号において、ファイザー・ビオンテック社の次回ワクチンが２月１５日の週に到着予定であるとし、同社より、（第１フェーズ分として）パナマと契約した４５万ドース分について遵守すべく、３月末までに段階的に供給する旨連絡があったと発表した。

イ 保健省は、３０日付プレスリリース第３４０号において、アストラゼネカ社は２月後半以降、パナマにワクチンを供給する旨発表した。他方で、２月～３月にパナマに供給される正確なワクチンの数はまだ通知を受けていないと述べた。

ウ パナマ政府は正確なワクチン数を発表していないものの、３１日付当地主要紙ラ・プレンサによると、上記プレスリリース第３４０号の発表の後、ベリオ保健省次官がツイッターにおいて、COVAXから通知があり、同枠組みにおけるアストラゼネカ社のワクチンの２１万６千～３６万４千ドースが２月下旬に到着する見込みと述べた旨報じた

４ パナマにおける新型コロナウイルス変異株の確認

（１）２２日、当国保健省は、１月５日に南アフリカからオランダ経由でパナマに入国した男性が、事後の検査で南ア型の変異種（N501Y-V2 del Sars-Cov2）に感染していたことを確認した旨のプレスリリースを発出した。

（２）感染者はジンバブエ生まれの４０歳男性。英国及び南アからの入国者に対して保健省が定めた衛生措置に基づき、トクメン空港において検査が行われたが、その時点では陰性であった。男性は１月５日より隔離措置にあり、１７日再度のPCR検査が行われたところ、陽性が確認された。

５ 国家警察新長官の交代

２５日、コルティソ大統領は、国家警察での３０年間の勤務を終えて退職するホルヘ・ミランダ長官に代わり、ガブリエル・メディーナ・デルガド氏を国家警察の新長官に任命した。

●外交

１ 米州機構常設理事会議長国への就任

（１）１月２８日、当国外務省は、２０２１年１月から３月まで、パナマが米州機構（OAS）の議長国を務める旨プレスリリースを発出した。

（２）同プレスリリースにおいて、人権や国際法といった原理、価値に基づき、多国間主義を促進し合意を創出するパナマの外交政策が、再び国際社会から着目されることは、パナマ外務省及びモイネス外務大臣にとっての関心事項である旨表明した。また、モイネス外務大臣は、これまで国際場裡での活動においてパナマを特徴づけてきた合意と対話の姿勢を示していきたい旨述べた。

（了）